

事例番号:360171

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 3 日 切迫早産のため入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 35 週 0 日

18:00 陣痛開始

23:25 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 0 日

(2) 出生時体重:2400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.38、BE -3mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児、左上衣下出血

(7) 頭部画像所見:

生後 8 ヶ月 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

#### 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1名、小児科医 1名、研修医 1名

看護スタッフ:助産師 2名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠中の外来管理、および妊娠29週3日ファンネリング(内子宮口開大)、子宮頸管長の短縮が認められたためリトドリン塩酸塩注射液を投与し、当該分娩機関に母体搬送したことは、いずれも一般的である。
- (2) 当該分娩機関における妊娠29週3日入院以降の対応(連日ノンストレステスト、超音波断層法実施、血液検査実施、前期破水の診断で抗菌薬投与、ヘタメタゾリン酸エステルナトリウム注射液投与、妊娠34週0日リトドリン塩酸塩注射液投与を終了したこと)は一般的である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠35週0日胎動減少、胎児心拍数陣痛図で基線細変動および一過性頻脈の乏しさが認められたため、胎児機能不全の疑いで翌日誘発分娩の方針としたこと、自然に陣痛発来したため経膈分娩としたこと、および分娩経過中の管理(分娩監視装置を連続的に装着)は、いずれも一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

出生後の対応は一般的である。

#### 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学検査を実施した際には、異常の有無にかかわらず検査結果を診療録に記載することが望まれる。

【解説】本事例は「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、診療録には胎盤病理組織学検査の実施ありの記載があるが検査結果報告書は見当たらないとされており、検査結果の記録もなかった。胎盤病理組織学検査を実施した際には、異常の有無にかかわらず検査結果を診療録に記載することが望まれる。

##### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

##### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

###### (1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

###### (2) 国・地方自治体に対して

なし。